小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

重要事項説明書

（令和６年６月　１日　現在）

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている小規模多機能型居宅介護［指定介護予防小規模多機能型居宅介護］サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成２４年条例第５８号）もとづき、小規模多機能型居宅介護［指定介護予防小規模多機能型居宅介護］サービス提供契約に際して、事業者があらかじめ説明しなければならない内容を記したものです。

１　指定小規模多機能型居宅介護［指定介護予防小規模多機能型居宅介護］を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人　　貞省会
代表者氏名	理事長　河合　省吾
法人所在地 （連絡先及び電話番号等）	〒５９０－０１３６ 堺市南区美木多上２３０８番地１ 電話０７２－２９７－１１０２　ＦＡＸ０７２－２９７－５０９３
法人設立年月日	平成９年１１月１７日

２　利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

（１）事業所の所在地等

事業所名称	小規模多機能型介護施設　カロス
事業所の責任者（管理者）	藤木　圭佑
開設年月日	平成２０年５月１日
介護保険指定事業所番号	堺市指定　２７９６４０００４８
事業所の所在地	〒５９０－０１３６ 堺市南区美木多上２２９３番地１４
電話番号及びＦＡＸ番号	電話０７２－２９７－１１１４　　ＦＡＸ０７２－２９７－２１２１
交通の便	泉北高速鉄道「栂美木多」駅より南海バス（御池台回り）で庭代台１丁 バス停下車　徒歩３分
敷地面積	敷地面積：５９７．２６㎡
建物概要	構造：鉄骨造スレートぶき平家建て　　延べ床面積：２６６．３９㎡
損害賠償責任保険の加入先	（有）全老健共済会 居宅サービス事業者賠償事故補償制度加入

宿泊室	９室（定員１名）　１室あたり面積 9.88 ㎡～10.79 ㎡
食堂、居間	食堂 35.70 ㎡　居間 21.45 ㎡　　合計 57.15 ㎡（１人当たり 3.81 ㎡）

トイレ	車椅子対応トイレ２箇所　トイレ３箇所
浴室・脱衣室	１室
厨房	１室

（２）事業の目的及び運営方針

事業の目的	住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
運営方針	利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

（３）運営推進会議

サービス提供に関して、提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議から評価、要望、助言を受け、サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置します。

委員の構成	利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開催時期	おおむね２ヶ月に１回開催します。

（４）事業実施地域、営業時間、定員等

営業日及び営業時間等	営業日　１年３６５日　　営業時間　２４時間
サービス提供時間	通いサービス　基本　　７：３０～19：３０ 泊まりサービス　基本　１６：３０～９：３０ 訪問サービス　　２４時間
通常の事業実施地域	堺市南区
定　員	登録定員　２５名　通いサービス定員　１５名　宿泊サービス定員９名

（５）事業所の職員体制

管理者	藤木　圭佑

職種	職務内容	基準人員	人員数
管理者	１　事業所の従業者・業務の管理を一元的に行います。 ２　従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤１名	常勤１名
計画作成者	１　登録者の介護計画の作成	１名	１名
介護従事者	１　利用者に対して必要な介護及び世話、援助を行います。	通い利用者３人に対し１人　訪問１人 看護職員１	看護職員２名 非常勤　２名 介護職員１４

		人	名 常　勤　７名 非常勤　７名

（５）主な職種の勤務の体制

職種	勤務体制	職種	勤務体制
管理者	８：３０～１７：００	介護従事者 及び 看護従事者	昼間の体制 早番７：３０～１６：００ 日勤８：３０～１７：００ 遅出１２：００～２０：３０ 夜間の体制 夜勤１６：３０～翌９：００ 宿直１８：００～翌７：３０
計画作成者	８：３０～１７：００		

３　提供するサービスの内容及び費用について

（１）提供するサービスの内容について

通いサービス	食　事	食事の提供及び食事の介助をします。 食事は食堂でとっていただくよう配慮します。 身体状況・嗜好、栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。 調理、配膳等を介護従事者とともに行うこともできます。 食事サービスの利用は任意です。
	排　泄	利用者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
	入　浴	利用者の状況に応じ、衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の適切な介助を行います。 入浴サービスについては任意です。
	機能訓練	利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。
	健康チェック	血圧測定、体温測定等、利用者の健康状態の把握に努めます。
	送　迎	利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。
訪　問		利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供します。
宿　泊		事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供します。

（２）小規模多機能型居宅介護［指定介護予防小規模多機能型居宅介護］従業者の禁止行為

小規模多機能型居宅介護［指定介護予防小規模多機能型居宅介護］従業者はサービス提供に当たって、次の行為は行いません。

①　医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
②　利用者の家族に対する訪問介護サービス
③　利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

④　利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
⑤　身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
⑥　その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

（３）提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

保険給付サービス	要介護度（介護予防小規模多機能型居宅介護にあっては要支援状態）別に応じて定められた金額（省令により変更あり）から介護保険給付額を除いた金額が利用者負担額になります。 １月ごとの包括費用（月定額）です。 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
	月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。 登録日とは利用者と事業所が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日をいいます。 登録終了日とは利用者と事業所の利用契約を終了した日をいいます。

小規模多機能型居宅介護基本料金（１月当たり）　※地域区分　５級地　１単位当たり 10.55 円（以下同じ）

介護度	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
単位数	10,458 単位	15,370 単位	22,359 単位	24,677 単位	27,209 単位
料　金	110,331 円	162,153 円	235,887 円	260,342 円	287,054 円
負担金額（１割）	11,034 円	16,216 円	23,589 円	26,034 円	28,705 円
負担金額（２割）	22,067 円	32,431 円	47,177 円	52,068 円	57,411 円
負担金額（3 割）	33,100 円	48,646 円	70,766 円	78,103 円	86,116 円

介護予防小規模多機能型居宅介護基本料金（１月当たり）

介護度	要支援 1	要支援２
単位数	3,450 単位	6,972 単位
料　金	36,397 円	73,554 円
負担金額（１割）	3,640 円	7,355 円
負担金額（２割）	7,279 円	14,711 円
負担金額（3 割）	10,919 円	22,066 円

短期利用居宅介護費

介護度	要支援 1	要支援 2	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
単位数	424 単位	531 単位	572 単位	640 単位	709 単位	777 単位	843 単位
料　金	4,473 円	5,602 円	6,034 円	6,752 円	7,479 円	8,197 円	8,893 円
負担金額（１割）	447 円	560 円	603 円	675 円	748 円	820 円	889 円
負担金額（２割）	897 円	1,120 円	1,207 円	1,350 円	1,496 円	1,639 円	1,779 円
負担金額（3 割）	1,342 円	1,681 円	1,810 円	2,026 円	2,244 円	2,459 円	2,668 円

小規模多機能型居宅介護加算料金

加　算　名　称	利用者負担額（１割）	利用者負担額（２割）	利用者負担額（３割）
初期加算	３２円/日	６４円/日	９６円/日
認知症加算（Ⅰ）	９７１円/月	１，９４１円/月	２，９１２円/月
認知症加算（Ⅱ）	９３９円/月	１，８７８円/月	２，８１７円/月
認知症加算（Ⅲ）	８０２円/月	１，６０４円/月	２，４０５円/月
認知症加算（Ⅳ）	４８５円/月	９７１円/月	１，４５６円/月
看護職員配置加算（Ⅰ）	９５０円/月	１，８９９円/月	２，８５０円/月
看護職員配置加算（Ⅱ）	７３９円/月	１，４７７円/月	２，２１７円/月
看護職員配置加算（Ⅲ）	５０７円/月	１，０１３円/月	１，５２１円/月
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	１，２６６円/月	２，５３２円/月	３，７９８円/月
総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	８４４円/月	１，６８８円/月	２，５３２円/月
訪問体制強化加算	１，０５５円/月	２，１１０円/月	３，１６５円/月
看取り連携体制加算	６８円/月	１３５円/月	２０４円/月
口腔・栄養スクリーニング加算	２２円/月	４３円/月	６４円/月
科学的介護推進体制加算	４３円/月	８５円/月	１２７円/月
生活機能向上連携加算Ⅰ	１０６円/月	２１１円/月	３１７円/月
生活機能向上連携加算Ⅱ	２１１円/月	４２２円/月	６３３円/月
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	106 円/月	211 円/月	317 円/月
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	11 円/月	21 円/月	32 円/月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	７９２円/月	１，５８３円/月	２，３７４円/月
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	６７６円/月	１，３５１円/月	２，０２６円/月
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	３７０円/月	７３９円/月	１，１１０円/月

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　所定単位数に　14.9%乗じた単位数
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　所定単位数に　14.6%乗じた単位数
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　所定単位数に　13.4%乗じた単位数
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）　所定単位数に　10.6%乗じた単位数
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）　現行の３加算の取得状況に基づく加算率

その他の費用について

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

①食事の提供に要する費用	朝食３５０円　昼食（おやつ含）６００円　　夕食６００円 （１食当たり　食材料費及び調理コスト） 運営規定の定めに基づくもの
②通いに要する費用	教養娯楽費３００円（1回） （内訳１：手芸材料、折り紙、塗り絵、書道、生け花、園芸、ペットの飼育、絵画等のクラブ活動に要する材料費等） （内訳２：レクリエーションに使用する用具の費用等） 運営規定の定めに基づくもの
③宿泊に要する費用	宿泊費（1泊）　３，０００円（部屋代＋水光熱費） 教養娯楽費（1回）　３００円（宿泊のみの場合）
④通常の事業実施地域を越える訪問サービスの交通費	交通機関を利用した場合　交通機関利用料金実費 自動車を利用した場合 通常実施地域を越えた地点から利用者の居宅まで片道４㎞未満 ０円 通常実施地域を越えた地点から利用者の居宅まで片道４㎞以上 ３００円

⑤レクリエーション等	利用者の希望により、特別なレクリエーション等に参加していただくことができます。 材料費等実費
⑥おむつ代	尿取りパッド　ストレート　４０円　　１，２５０円 ワイド　５０円　　１，５７５円 はくパンツ　８０円　　１，７６０円 紙おむつ　９０円　　１，７００円 （税込１枚当たり）（税込１袋当たり） 運営規定の定めに基づくもの
⑦タオル代	バスタオル　５０円 フェイスタオル　２０円 ハンドタオル　１０円 （税込１枚当たり） 運営規定の定めに基づくもの
⑧文書料	１，６５０円 運営規定の定めに基づくもの

5　利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払方法について

①利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	ア　利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ　上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月１５日までに利用者あてにお届け（郵送）します。
②利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	ア　サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の２５日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）事業者指定口座への振込 （イ）利用者指定口座からの自動振替 （ウ）現金支払い イ　お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。 （医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から２月以上遅延し、さらに支払いの督促から１４日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6　利用料等

費用を変更する場合には､概ね１ヶ月前に利用者又はその家族に対し､事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けます。

7　サービスの提供にあたって

（1）サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

（2）利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。

（3）利用者に係る計画作成者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて「小規模多機能型居宅介護［介護予防小規模多機能型居宅介護］計画」を作成します。なお、作成した「小規模多機能型居宅介護［介護予防小規模多機能型居宅介護］計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。

（4）サービス提供は「小規模多機能型居宅介護［介護予防小規模多機能型居宅介護］計画」に基づいて

行います。なお、「小規模多機能型居宅介護［介護予防小規模多機能型居宅介護］計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

（5）小規模多機能型居宅介護［介護予防小規模多機能型居宅介護］従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

8　虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（1）虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	辰巳　成一

（2）成年後見制度の利用を支援します。

（3）苦情解決体制を整備しています。

（4）従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

9　身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に揚げることに留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

（1）緊急性・・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他者の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

（2）非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

（3）一時性・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

１０　秘密の保持

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	①事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。 ②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または、削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写

	料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

１１　事業者は第三者評価について 毎年 2 月、運営推進会議のメンバーから、サービス評価の外部評価を受け、運営推進会議録と外部評価を事業者の玄関口にて公表を行なっています。

１２　緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

１３　協力医療機関等

協力医療機関	（医）錦秀会　　阪和第一泉北病院 〒590-0106　大阪府堺市南区豊田 1588 番地 1 072-295-2888 内科　外科　整形外科
協力医療機関	（医）錦秀会　　阪和第二泉北病院 〒599-8271　大阪府堺市中区深井北町 3176 番地 072-277-1401 内科　外科　整形外科
協力医療機関	にしがいと内科クリニック 〒590-0133　大阪府堺市南区庭代台２丁 8-1 072-299-5138
協力歯科医療機関	（医）佳邦会　　山田歯科医院 〒大阪府堺市庭代台２丁 8-1 072-299-5138
連携介護老人保健施設	（社福）貞省会　介護老人保健施設　カロス 〒590-0136　大阪府堺市南区美木多上 2308 番地 1 072-299-5138

１４　事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護［指定介護予防小規模多機能型居宅介護］の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護［指定介護予防小規模多機能型居宅介護］の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	（株）全老健共済会
保健名	居宅介護事業者補償制度
補償の概要	賠償事故補償制度等

１５　心身の状況の把握

指定小規模多機能型居宅介護［指定介護予防小規模多機能型居宅介護］の提供に当たっては、計画作成者が開催するサービス担当者会議を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

１６　保健医療サービス等との連携

指定小規模多機能型居宅介護［指定介護予防小規模多機能型居宅介護］の提供に当たり、計画作成者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

１７　サービス提供の記録

① 指定小規模多機能型居宅介護［指定介護予防小規模多機能型居宅介護］の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はその完結の日から２年間（サービス提供記録は提供日から５年）保存するものとします。

② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

１８　非常災害対策

① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みをおこないます。

災害対策に関する担当者（防火管理者）

職・氏名：(小規模多機能型居宅介護管理者　藤木　圭佑)

② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：(　毎年２回　　７月　・１２月　)

１９　衛生管理等

① 指定小規模多機能型居宅介護［指定介護予防小規模多機能型居宅介護］の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

② 指定小規模多機能型居宅介護［指定介護予防小規模多機能型居宅介護］事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

２０　サービス利用に当たっての留意事項

・ 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
・ 決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
・ 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
・ 所持金品は、自己の責任で管理してください。
・ 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

２１　サービス提供に関する相談、苦情について

（1）苦情処理の体制及び手順

ア　提供した指定小規模多機能型居宅介護［指定介護予防小規模多機能型居宅介護］に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ　相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

１　利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

・ 相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いています。
また、担当者が不在の場合は、基本的な事項については、誰にでも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継ぐ体制を敷いています。

担 当 者　：　藤木　圭佑

２　円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

・ 苦情があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し状況

の聞き取りや事情の確認を行います。
・ 管理者は、担当者に事実関係の確認を行います。
・ 相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、時下の対応を決定します。
・ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法をふくめた結果報告を行います。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。）

3　その他の参考事項
・ 事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等の関係機関との協力により適切な対応方法を利用者の立場に立って検討し、対応する。

（2）苦情申立の窓口

【事業者の窓口】	担当者　　管理者　藤木　圭佑 連絡先　　０７２－２９７－１１１４ 業務時間　午前８時３０分から午後５時００分
【市町村（保険者）の窓口】	堺市介護保険課 連絡先　　堺市堺区南瓦町３番１号 ０７２－２２８－７５１３ 業務時間　午前９時００分から午後５時３０分
	堺市堺区役所　地域福祉課 連絡先　　堺市堺区南瓦町３番１号 ０７２－２２８－７４７７ 業務時間　午前９時００分から午後５時３０分
	堺市北区役所　地域福祉課 連絡先　　堺市北区新金岡町５丁１―４ ０７２－２５８－６７７１ 業務時間　午前９時００分から午後５時３０分
	堺市東区役所　地域福祉課 連絡先　　堺市東区日置荘原寺町１９５－１ ０７２－２８７－８１１２ 業務時間　午前９時００分から午後５時３０分
	堺市中区役所　地域福祉課 連絡先　　堺市中区深井沢町２４７０－７ ０７２－２７０－８１９５ 業務時間　午前９時００分から午後５時３０分
	堺市西区役所　地域福祉課 連絡先　　堺市西区鳳東町６丁６００ ０７２－２７５－１９１２ 業務時間　午前９時００分から午後５時３０分
	堺市南区役所　地域福祉課 連絡先　　堺市南区桃山台１丁１－１ ０７２－２９０－１８１２ 業務時間　午前９時００分から午後５時３０分
	堺市美原区役所　地域福祉課 連絡先　　堺市美原区黒山１６７－１ ０７２－３６３－９３１６ 業務時間　午前９時００分から午後５時３０分
【公的団体の窓口】	大阪府国民健康保険団体連合会　介護保険課 連絡先　　大阪市中央区常磐町１丁目３番８号中央大通 FN ビル ０６－６９４９－５４１８ 業務時間　午前９時００分から午後５時００分

第３者委員	正林　弥生 連絡先　　０７２－２９８－０２６９
	佐々木　義光　行政書士 連絡先　　０７２－４８４－０７８１

２２　重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和　　年　　月　　日

上記の内容について「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成２４年条例第５８号）にもとづき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	堺市南区美木多上２３０８番地１
	法人名	社会福祉法人　貞省会
	代表者名	理事長　河合　省吾　　印
	事業所名	小規模多機能型介護施設　カロス
	説明者　氏名	印

私は、本説明書にもとづいて、重要事項の説明を確かに受けました。

利用者	住　所	
	氏　名	印
代理人	住　所	
	氏　名	印